

別表六の二(十七)

「43」又は「49」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六の二(十七) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算							
基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「5」の合計)－ (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「6」の合計) (マイナスの場合は0)	1	人	特 例 対 象 連 結 事 業 年 度 の 場 合	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	(6) ≥ 8 % 又は (5) = 0 の場合 60万円×(10)+50万円×((14)+(20))	23	円
地方事業所基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「11」の合計)－ (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「12」の合計) (マイナスの場合は0)	2				5 % ≤ (6) < 8 % の場合 30万円×((10)+(12))+20万円×((14)+(20)+((16)+(22))×1.5)	24	
調整後の地方事業所基準雇用者数の合計 (1)と(2)のうち少ない数)	3				(6) < 5 % の場合 30万円×(10)+20万円×((14)+(20))	25	
調整前連結税額 (別表一の二「2」)	4	円		税 額 控 除 限 度 額	(23)、(24)又は(25) (7) < (8)の場合は0)	26	
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「4」の合計)	5	人		当 期 税 額 基 準 額	(4) × $\frac{20}{100}$	27	
基準雇用者割合 $\frac{(1)}{(5)}$	6			当 期 税 額 控 除 可 能 額	((26)と(27)のうち少ない金額)	28	
給与等支給額の (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「7」の合計)							
比較給与等支給額の (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「8」の合計)							
個別特定新規雇用者 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「9」の合計)							
特定新規雇用者 (3)と(9)のうち少ない数)							
個別移転型特定新規雇用者 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「18」の合計)							
対象移転型特定新規雇用者数 (10)と(11)のうち少ない数)	12			度 以 外 の	個別非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「26」の合計)	34	
個別対象非特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「23」の合計)	13				対象非新規基準雇用者数 ((3)-(33))と(34)のうち少ない数)	35	
合計					合計	36	
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合					者数	37	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の2第2項」					額	38	円
② 「区分番号」欄：「10608」					額	39	
③ 「適用額」欄：「49」欄の金額					額	40	
((3)-(10)-(14))と(17)のうち少ない数)					合 計	41	
個別非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「26」の合計)	19				当 期 税 額 控 除 可 能 額	42	
対象非新規基準雇用者数 ((3)-(10)-(14)-(18))と(19)のうち少ない数)	20				(28)又は(40)	43	
個別移転型非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「27」の合計)	21				調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	44	
対象移転型非新規基準雇用者数 (20)と(21)のうち少ない数)	22				(別表六の二(三)「7」の⑬)	45	
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算							
地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十七)付表一「32」の合計)	44	内 人			当 期 税 額 控 除 可 能 額	47	円
地方事業所特別税額控除限度額 (30万円又は40万円)×((44)-(44の内書))+20万円 又は30万円×(44の内書)+(各連結法人の別表六の二(十七)付表二「12」の合計)	45	円			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	48	
差引当期税額基準額残額 ((27)又は(39))-(別表六の二(十六)「16」)-(41)	46				当 期 税 額 控 除 額	49	
法人税額の特 別控除額					(47)-(48)	50	
(43)+(49)							

「43」欄

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10607」
- ③ 「適用額」欄：「43」欄の金額

「49」欄

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の2第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10608」
- ③ 「適用額」欄：「49」欄の金額